裁判員経験者意見交換会議事概要

1 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者:これから意見交換を始めさせていただきます。私は,進行役を務めさせていただきます大阪地裁の横田と申します。どうぞよろしくお願いします。裁判員制度が始まりまして2年余りが経過して,大阪でも多くの裁判員事件の審理,判決があって,多くの市民の方に裁判員として参加していただきました。本日は,裁判員経験者意見交換会ということで,8名の方においでいただきまして,いろいろ御意見を伺うことになりました。皆様方,本当にお忙しい中,また暑い中おいでいただきまして,本当にありがとうございました。裁判員の皆様方は,事件終了直後にアンケートをとり,御意見を伺っておりますが,いま改めてその裁判員としての経験を振り返っていただいて,御意見,御感想を伺いたいと思います。伺ったを助り、の表別員裁判の運用に生かして,分かりやすくて充実した裁判員裁判を行っていくために参考とさせていただきます。よるしくお願いいたします。それでは,裁判員経験者以外の参加者を紹介させていただきます。まず,検察庁から岡田志乃布検事。

岡田検事:岡田と申します。

司会者:弁護士会からは水谷恭史弁護士。

水谷弁護士:水谷です。よろしくお願いいたします。

司会者:裁判所からは長井秀典判事が出席しております。

長井裁判官:長井でございます。よろしくお願いいたします。

司会者:3名の方々には,裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただく場合もあると思いますし,時間があれば裁判員経験者の方々に質問していただくことがあるかもしれません。どうかよろしくお願いします。まず,初めに裁判員経験者の方から全般的な感想を伺い,その後,進行予定表に従って意見交換を進めていきたいと思います。意見交換会は実質で1時間

30分程度を予定しております。途中で10分程度休憩をしたいと思っております。意見交換会終了後は、20分程度、傍聴されている報道機関の皆さんからの質問の時間を取った上で本会を終了する予定になっております。

2 裁判員経験者による概括的な感想

司会者:それでは,裁判員経験者のみなさまは番号で呼ばせていただきますが, 1番の方から全般的な感想,御意見をお聞きしたと思います。よろしくお願い します。

- **裁判員経験者 1**:一番最初,当たったときはどうしようかなという不安とかあったんですけれども,こちらに来て,裁判官の方とかにいろいろ説明とか,分からないことも質問して,安心してやってきたなと。何かいろいろ,やっぱり不安なこととかもあったんですけど,でも,全然分からないことは裁判官の方に質問をいろいろしたら,すごく的確にお答えとかも頂いたんで,安心してやることができました。
- **裁判員経験者 2**:以前からドラマだとか,そういうもので見て,一応,関心は持っていました。でも,まさか自分が当たるとは全く思っていませんでした。しかも,また 6 人の中に選ばれました。1日目はとっても食欲もなく,お弁当も食べられず,全体 5 日間を通して大変,疲れたと言ったら失礼なんですが,ふだん使わない頭を使い,心もかなり疲れました。それでもいい経験ができたというふうに,最後,アンケートでお答えしました。どういう意味かというと,ふだん考えていなかった,知らなかったような医療の現場ですとか,現実を知ることができたという意味でいい経験ができたと思いました。
- **裁判員経験者3**:私も,選ばれて本当に驚きました。最初来たときは,本当に, まあすぐに帰れるだろう的な気持ちでしたけれども,自分がまさか,まさかの 連続で,気が付けば法廷の中にいたという,しかも当日,選ばれた午後から, もう裁判が始まっていったっていうのに,もう本当に驚きでした。パートをし

ているだけの普通の主婦だったので、1日目、帰りの電車の中では本当に頭が真っ白になって、家に帰っても、家族の御飯も作れないほど疲れました。最後まで持つんだろうかと思いましたけれども。2日目、3日目となって、難しい言葉に、まず悩まされました。一つ一つの言葉が余り聞いたこともないような、新聞でも余り読まない、スルーしていたような言葉でしたので。でも、そこから一つ一間いたら、裁判官の方がすごく丁寧に教えてくださったので、それはすごい勉強になりました。この年になって、本当に頭を使ったっていうので、いい経験になったと思います。全部終わりまして、私も、2番の方と同じように、とてもいい経験でしたと、アンケートに書かせていただきました。うちでは、それから、割と裁判のこととか、ニュースとか新聞で、家族と何となく話す機会が増えまして、子供たちのいい見本になったかなと思います。ありがとうございました。

- **裁判員経験者4**:私は,70代なんですけども,初めての経験で,今後はこういうこともないと思いますけれども,非常にいい経験をさせていただきました。同時に,非常に日本人として言葉を知らないなと。自分でつくづく情けなかったですけども,ちょっとした言葉で,裁判というのは右にもいくし,左にもいくというような言葉の部分がありました。ああ,これは日本人として言葉を知らないなと思って,正直,少し恥じているところもあるような経験をさせていただきました。
- **裁判員経験者5**:私は,裁判員の抽選の手紙が来る少し前ぐらいから,司法の世界にちょっと興味が出てくることがありました。そうしたときに,この抽選会の連絡が来まして,正直うれしくて,あっ,やったあと思いました。それからすごい大人数が集まるので,6名ないしは補欠裁判員に選ばれるかどうかも分からず行ったんですけれども,運よくなのか,6人の中に選ばれました。裁判が進んでいくうちに,全然司法のさわりではありますけれども,身近に感じることができて,すごいいい経験になりました。私が担当した事件はあまり怖いものではなかったので,不安とかもなく裁判を進められて,すごいいい経験

になって,今回,選ばれてよかったなと思っています。

- 裁判員経験者6:私も、自分が選ばれるというのは全然思ってなくて、当日来たときも、大勢の方がいらっしゃったので、まあ外れるだろうなと思ってたら当たってしまいました。それで、いきなり午後から法廷に突然出て、自分はいったいどこにいてるんだ、何でこんなことしているんだというような感じで、ちょっと戸惑いがありました。心の準備っていうのは、初日は全くできていなかったっていうのもあるんですけど、日がたつにつれて、裁判にどんどんどんどん気持ちが入っていくような感じになってきました。一人の人間の、生い立ちからずっと裁判の中で見ていく経験というのは今までなかったので、非常に自分の中ではいい経験にはなっています。人を裁くということの重さというかかなりの重圧も、やはり後半になってきて感じるようになりました。同時に、人の心の中の悪い部分というのを、自分の中にも見いだすことが出てきて、本当は裁判として人を裁く立場ではあるんですけど、自分を見直す機会にもなったんじゃないかなということで、非常にいい経験をさせていただいたなというふうに思います。
- 裁判員経験者7:私も、まず、自分が裁判員に選ばれると思ってなかったので、非常に驚きました。裁判員制度が始まったときにも、ニュースや報道を通じて知ってたんですけど、これまでより裁判の期間が短くなったというのは知ってたんですけど、まさかそんな、ちょっと語弊はあるかもしれませんけど、とんとん拍子に、非常にスピーディーに人を裁くという作業を、私のような者がしていれだろうかという戸惑いはありました。そんな中で、裁判官の方々、検察官の方、弁護士の方が、通常分かりにくい言葉、触れないような言葉を含めて、非常に丁寧に、こういう形でやってくれるんやというのを知りました。ちょっとずつ日を過ごすというか、経験を一日一日やるごとにつれて、自分の意見をもっと持ってもいいんじゃないかというところで、私生活においても、もっと自分を出していってもいいんじゃないかというような感じには変わっていきました。そういった意味では、今回、非常にいい経験をさせていただいた

なと感じています。

裁判員経験者8:私は、去年11月に最高裁判所からお知らせが来まして、あなたは1年間、候補になってますと書かれていて、あなたの都合の悪い時期を書きなさいって書いてあったので、書いたんですね。そしたら、今年の3月に大阪地方裁判所から、こんな大きい封筒で来まして、見たとたんに、当たったんだと思いました。開けますと、4日間いらっしゃいと書いてあります。来させていただいて、そしたら40人ぐらいおいでになって、抽選の結果、こうモニターに出ましたですよね、6人というのが。そのときに、3人掛けで座っておりまして、こっちの人が当たられて、真ん中の人が抜けて、私が当たりました。真ん中の人が、「よかった。」とおっしゃったのが、こう両端で、大変なことになったんやというのを思ったわけです。それから、その午後から法廷に行きますので、どこに目を向けていいのか、やっぱりおろおろという感じでした。4日間、いろいろありましたけれども、普通に考えてものを言ってくださいねと何度もおっしゃっていただいたんで、そんなに難しい問題というふうに考えなかったかなと思います。経験をさせていただいて、とてもよかったと思います。でも、余り裁判所には縁がない方がいいなあとも思っております。

司会者:どうもありがとうございました。

3 裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見交換

(1) 審理について

司会者:それでは、これから大きく分けて、審理、評議、その他の3つに分けてお話を伺っていきたいと思います。まず、公判で行われた審理は起訴状の朗読から始まって、検察官、弁護人の冒頭陳述、その後、証拠調べ、論告、弁論、判決に至るという形です。まず、冒頭陳述の関係からお聞きしますけれども、検察官、弁護人が冒頭陳述をしたと思うんですけれども、今でも、大体、どんなことであったか覚えていらっしゃいますか。うなずいている方が多いですが、1番の方、どんなことであったかを覚えていらっしゃいますか。

裁判員経験者 1:私のときには放火犯の事件でした。まず,説明とか細かく受けまして,実際,事件として身近にあるものじゃないんで,何か新聞とかニュースとかであっても,本当にあるんだっていう感じがありました。それで,検事の方とか,弁護士の方とかも細かくおっしゃってることを聞き漏らさないように一生懸命聞いていくので一杯一杯でした。

司会者:書面は渡されたのですか。

裁判員経験者1:はい,頂きました。

司会者:検察官,弁護人の。

裁判員経験者 1: はい。モニターにも映したりとかしていただきました。中で聞くことが全てと聞いておりますので,漏らさずに見まして,聞かないといけないという感じがありましたので,すごく一生懸命もう聞きました。でも,すごく分かりやすく説明とかもしていただいたんで,不明な点とかは別になく,分かりやすかったです。

司会者:例えば,長かったとか,詳しすぎた,あるいは簡単すぎたということは ありましたか。

裁判員経験者1:別になかったです。

司会者:冒頭陳述について,さっき,覚えていらっしゃいますかと聞いたら, 結構うなずいている方もおられたと思うんですが,6番の方はどうですか。

裁判員経験者 6: 冒頭陳述で,初めて裁判の内容とかが聞かされるわけなんですけれども,裁判官の方もそこで詳しい内容というのは,事前には聞いたりはされないんですね。

長井裁判官: 冒頭陳述については,検察側の言い分と被告人の言い分ということですので,裁判官は事前に知っているというシステムです。どんな言い分の食い違いになっているのかというのは,検察官,弁護人,裁判所の三者で打合せをして,そこでは分かっています。証拠の中身は,法廷で皆さんと一緒に,裁判官,裁判員共に初めて証拠を見るというシステムです。

裁判員経験者6:そうですね。そこで初めて,裁判員は冒頭陳述があって,事

件の概要といいますか,言い分を聞くことになります。やはり,ここでしっかりと聞いておかなければいけないということで,初日ということもありまして,かなり一語一句漏らさぬようにというような感じでは臨みました。

司会者:非常に分かりやすかったということですか。

裁判員経験者6:そうですね。分かりやすく聞かせていただきました。時間 的にも内容的にも十分だったというふうには思います。

長井裁判官: 冒頭陳述の部分で,こんなことがあったということで,証拠調書類の読み上げがあったと思います。恐らく,似たことを冒頭陳述で言われ,その後,証拠書類で,こっちは証拠ですよと読まれる。こう 2 回聞かれたと思うんです。そこは,どうでしたでしょうか。役割分担がちょっと明確ではなかったとか,何か,そういった境目がよく分からなかったというようなことはございましたでしょうか。

裁判員経験者6:私的には,それは特になかったです。よくきちっと説明いただいていました。

長井裁判官:まず,冒頭陳述で概略を知っていただいて,次に証拠書類とか, その辺りで詳しい生の証拠をというシステムですね。

裁判員経験者6:はい、結構分かりました。

長井裁判官:いい振り分けでしたか。

裁判員経験者6:そうですね。

長井裁判官:分かりました。

司会者:冒頭陳述で,ちょっと違う印象を持ったような方はおられますか。 ここはこうした方がいいんじゃないかという感じを持たれた方はおられませんか。遠慮なく言っていただきたいと思うんですが。弁護人の冒頭陳述というのも,大体,書面を出してもらうのでしょうか。

水谷弁護士:その点で少し、いいでしょうか。私どもは、分かりやすい裁判 とはどうあるべきかといろいろやりながら研究しているところでもありま す。できれば全員で、皆さんの忌たんなき厳しい御意見を頂ければという 思いで、少しは勇気づけられる意見も頂けたら、よりうれしいなとは思う んですが、お尋ねをしたいと思っております。今、皆さん、うなずかれた ように、弁護人も冒頭陳述のときに書面を配られたということですけれど も、その書面もいろんなレベルのものがあります。法廷で述べていること をほとんどそのとおりに書いてある長い文章、あるいは見出しだけ挙げて あるもの、場合によってはモニターに出ているパワーポイントの画面をプリントアウトしてあるもの、いろんなバリエーションがあります。それも いろんな弁護人がそれぞれ工夫しながら出したり、あるいは全く紙を出さ ずに口頭だけで御説明するというようなこともやったりしています。でき れば皆さん、どういうような書面があって、それの、こんなところがよか ったとか、あるいはこういうところをもっと欲しかったとか、そういう御 意見をお聞かせいただけたらと思います。1番の方は、どんな書面があり ましたか。

裁判員経験者 1:A 4 用紙に,文字だけが入ってある用紙を 4 枚ほど渡されまして,それを弁護士の方がほとんど,一個も字を間違えずに,何も見ずに読み上げをされるっていう形でした。

水谷弁護士:弁護人は,手元に書面を持たない。

裁判員経験者 1: はい。持たないで,法廷の真ん中とか,出てこられたりして,ほとんど内容を間違えずに,すごいっていうぐらいに全部覚えられてというか,4枚ほどの字だけが入っている分だけで御説明されました。

水谷弁護士:先ほど,分かりやすかったという御感想を頂きましたが,それ は弁護人の冒頭陳述も分かりやすかったですか。

裁判員経験者 1:はい,細かくかみ砕いてというか,分かりにくい言葉も全然なく,分かりやすい内容でした。また事件も,ほとんどの方がもう初めて聞く内容だったんで,何も分からない状態からだったんですけど,それで事件内容とかもすごく分かりました。とても分かりやすかったです。

水谷弁護士:そのときに配られた書面というのは,その後,どこかでお使い になられましたか。どちらでですか。

裁判員経験者 1:評議とかには持っていったりとかはしてましたけど,その ぐらい利用しただけです。あとは,全部,持ち帰りとかもできないので, そのまま破棄という形で,手元には全然残っていないです。

司会者:他の形の書面だったという方はおられますか。今,弁護人が出した 用紙はA4が4枚ぐらいだったということですが,他の方もそういう形で したか。

裁判員経験者6:A3だったような。

司会者: A 3 で, 文字だけ書いてありましたか, それとも何か, 図とか。

裁判員経験者6:簡単な図,チャートといいますか,矢印を入れたもので。

司会者:それは,検察官の冒頭陳述,それとも弁護人の冒頭陳述ですか。

裁判員経験者6:検察官の。

司会者:検察官の冒頭陳述は、そういう図とかが入っている。8番の方は、はっきり覚えていらっしゃいますか。

裁判員経験者8:検察のほうはチャートであったこともありました。弁護士の方はA4の紙を2枚ぐらいで,丁寧な分かりやすい言葉で書かれていた感じがします。

水谷弁護士:文章ですか,2枚というのは。

裁判員経験者8:はい,全部,文章です。先ほどのように,全部,そのとおりではなかったと思いますけれど,分かりやすい言葉で書いてありました。

裁判員経験者 7: デザインですけど、検察の方のと比べると、正直見劣りしたと思います。もうちょっとデザインも作り込んでもらいたいなというのと、あと、用紙を作り終わった後にダブルチェックとかされてますかね。

水谷弁護士:何か間違いがあったみたいですか。

裁判員経験者7:はい,ちょっと誤字というか,ここは違うなというのがあったんで,そういったチェックをされたほうがいいんじゃないかなと思い

ます。直接は関係ない言葉だったと思うんですけど,あっ,ここ違うなと, ちょっとうれしそうに自分でチェックして直しました。

- **水谷弁護士**:今,デザインとおっしゃいましたけど,例えばしゃべったことが全て書いてあるというよりは,チャート図のようなもののほうが,より分かりやすいという御趣旨でしょうか。
- **裁判員経験者7:**そうですね,強調したいところは,なるべく強調したような配色であったり。主にソフトは何を使って作成されているのか分かりませんけど,例えば全部パワーポイントで作るとしたら,強調したいところは四角で,背景が濃い色で,上に黄色の文字とかで書くと,よりちょっと強調されるじゃないですか。そういった工夫とかをされるともっとよいかもしれないですね。

水谷弁護士:ありがとうございました。

司会者:検察官の冒頭陳述については、特にこうしたらいいというのはないですか。分かりやすくて、今のままでいいという御意見ですか。大体、そうですか。

冒頭陳述の後に,今度は,証拠調べがあって,書証,供述調書とか,朗 読とかがあったじゃないですか。その辺りはどうですか。聞いていて分か りやすかったのかどうか。何か御意見はありますか。

- **長井裁判官**: 証拠書類にいろんな種類のものがあったかと思いますが,まず 目撃者の方がこうでした,あるいは被害者の方がこんなふうにされました とおっしゃっている供述調書について,お伺いしたいと思います。人の話 がずっとこう書かれて,いかにも自分でしゃべったことを記録されたかの ように書かれている,それがずうっと朗読されるのが,どうでしたか。分 かりやすかったとか,退屈だったとか,ちょっとこういうふうに変えた方 がよくないかとか,そういうことがあったらお聞きしたいと思います。
- **裁判員経験者3:**先ほどから,ちょっと思い出しているんですれども,供述, 検察官の。

司会者:人の話を聞き取った調書みたいなものがありましたよね。

- **裁判員経験者3**:はい。すごく細かくて、書類も頂いて、ずうっと書いてて、印象は長かったなあと。その事件自体も割と複雑な事件でしたので、私自身もその事件の内容を把握するまでに時間が掛かったんです。検察官の方が多分、分かりやすく、ゆっくり丁寧に素人の裁判員に説明してくださってるんですけれども、割と単調な感じで淡々と言葉を並べていました。書面を見ながら、私も分からないところはチェックして、メモしたりしてたんですけれども。印象としては、ちょっと単調な感じで、ちょっと長くて、そのときはまだ初めのほうだったので、ちょっと疲れました。
- **裁判員経験者4**:私の場合は,正直言ってあんまりよく覚えてないんですけども。冒頭にも言いましたとおり,検事が読み上げる中で,「もう」とか「まだ」とかいう言葉が入る入らないをもって,かなりやりとりがあったんです。先ほど,私が,日本語というのは難しいなというのは,そこを言ったんです。常日頃,我々が生活しているうちでは,あんまりそういう言葉は意識せずに物を言うてますのでね。公式な裁判となると,もちろん,人の運命がかかっているわけですから当然と言えば当然でしょうけども,言葉のちょっとしたあやというか,そういうのが大変なんだなというのは,つくづく思いました。
- **司会者**:他の方はどうですか。余り印象に残ってないですかね,供述調書を 読んだ。そうすると,証人で出てきた人の話の方が,やっぱり印象が強い ですか。
- **裁判員経験者 8**: ほぼ同じことを検察は言われてて,証人のところで同じようになってくるわけですから,何か2回同じようなことを聞いてるような気がしました。

司会者:直接証人が出てきて,直接質問して答えた方が印象が強いですか。

裁判員経験者8:それが,昨日のこれだったのかなあっていう感じでした。だから,初め,少し理解できていないところがあったんだと思います。

長井裁判官:8番の方は,証人の話をお聞きになったということなんですね。

裁判員経験者8:そうです。供述調書があって,別の方が証人として尋問され,

同じことを2回聞きました。

長井裁判官:そのときには,両方を聞かれたら,直接話を聞かれたもののほうが 分かりやすいですか。

裁判員経験者8:分かりやすかったです。

司会者:供述調書で聞かれて,できれば証人尋問をしてほしかったなとか,それ とも供述調書で十分だったかというところをお伺いできればと思います。

裁判員経験者 1:私の場合は,証人として出てらっしゃった方以外の方の供述調書が多かったので,何かそういうことかなという感じで分かるところもありました。質問で分からないところを聞いたりしたので,事件的にもそんなに難しくなかった感じでした。

司会者:供述調書ですと,読むのを聞くだけなんですが,証人尋問ですと,検察官,弁護人が質問する以外に,裁判員の方も直接よく分からないところを質問できますね。やっぱり,そういうほうがいいという感じはありますか。

裁判員経験者 1:初めは,何か私たちも質問するのかなという感じだったんですけど,裁判長の方から,全員にして証人に質問してもらおうかなと言われました。なので,皆さん,よく考えて,じっくり聞いてって言われたので,みんな一生懸命,ほんとに一部も間違えずに聞き逃さないようにしていまして,証人尋問とかもしました。緊張しましたけど。

司会者:では,話題が証人尋問に,もう入ってきてるんですが,証人尋問についてですが,検察官とか弁護人の尋問は分かりやすかったですか。長かったとか短かったという感じはあんまり持たない,ちょうどというか分かりやすかったですか。1番の方から,ちょっとお話が出ましたけど,証人に対して補充質問は,皆さんは大体されたわけですか。2番の方は。

裁判員経験者2:私の分では、ほとんど証人の方への質問はしませんでした。

司会者:何か聞きたいことがなかった,それとも何か聞きづらかった。

裁判員経験者2:ちょっとデリケートな案件になると思うんですけれど,特に, 裁判長もそれを求めなかったと思います。

- **司会者:**全員に質問してもらうとかいうような話はしてなくて,まあ聞きたいことがあったら聞いてくださいみたいな話はあった。
- **裁判員経験者 2**: はい、そうです。特に、みんな、しませんでした。証人の方は何人か出てこられましたけれども、多分、身内の方なので感情的になって、たまに涙声になってらっしゃるところもありました。裁判長の質問に対する答えが的確でないときも一杯ありまして、そこで私たちも突っ込むことはできないので、ただ聞いておりました。
- **裁判員経験者4**:私の裁判の場合は,我々素人が,あそこの高いとこに座って物を言うのは言いづらかったんですけれども。聞きたいことをメモで裁判長に渡しましたら,裁判長が被告の人に聞いてくれてましたので,非常によかったと思います。それと,これは証人かどうか分かりませんけども,被告のお母さんが出てきました。私の場合はお母さんが出てきたときに,一瞬ですけども,わあ,年いった人,おばあさんを呼び出さなきゃいけないような犯罪を犯すのかなと思いまして,何か気の毒になりました。それが,正直,裁判の中で一番印象に残りました。
- **裁判員経験者8:**裁判長さんが,証人尋問と被告人質問の前に,評議で,どうですかとお聞きになって。いろんな質問が出ます。そうしますと,それはいい質問ですよねっておっしゃると,それは聞いてもいいんだなという6人の暗黙の了解がありました。もし何かとても具合の悪い質問だったら何かおっしゃるでしょうけれど。それはいい質問ですねっておっしゃるので,もう何人かがそれを被告であったり証人の人に質問をしたことが,私が関わった裁判ではたくさんありました。
- **司会者**:証拠の関係では,証拠の分量が多すぎたとか,もっと少なくて,もうちょっとこういう点を知りたかったとか,御意見はありますか。事件を審理していく中で,証拠が多すぎたんじゃないか,重複してるような証拠はあったという御意見はありますか。
- **裁判員経験者6:**証拠の写真をかなりたくさん見たんですけれども,裁判す

る上で必要な証拠写真であるとは思うんですけれども、余りにも多すぎて。 実際、もう覚えてないといいますか、ここまでたくさん要るのかなという ような疑問を持っておりました。どの部分が事件に本当に関わっているの かという判断はなかなかできない部分があるんでしょうけれども、もうち ょっと絞ってもらってもよかったんではないかなと。長くなることによっ て、やはり集中もとぎれてきますし、実際、それを長く使うから、じゃあ、 どのようにその証拠写真から判断をするのかという、数の問題でもないか なという気もします。

裁判員経験者5:私が参加した裁判は、証拠写真は、裁判中はなかったと思いました。評議のときに、1枚だけ見せていただいただけで、あと、通信記録の紙が1枚と、渡航歴の紙が1枚だけで、少ないほうだったと思います。

司会者:写真以外でも,さっき言ったように供述調書とか,他にいろんな書類とかはあったわけですか。あまりなかったですか。

裁判員経験者5:普通にありましたけど,そんなに量も多くはなかったです。 **司会者:**量が少なすぎたということもないですか。

裁判員経験者5:でも,あれ以上の証拠はないと思いますので,少なすぎと も思わなかったです。

司会者: じゃあ, 証拠の量がちょっと少なかったとかいう印象を持たれた。 こういう点も知りたかったとか, そういうことは覚えておられないですか。 裁判員経験者5:はい。

司会者:さっきもちょっと話に出てましたけど,被告人質問は,多分やったと思うんですけれども,それとは別に被告人が警察官とか検察官に話してる調書とかの取調べがありましたね。あれは両方必要だったのかどうかでは,いかがですか。被告人の調書を調べて,その後で被告人にまた質問する,そういうことでしたか。

裁判員経験者3:私が関わった事件は被告人の方が,精神疾患を患って,殺

人事件を起こしたという事件でしたので,被告人の方の声も,ほんとに少 ししか聞いてないんです。お母様と,それからおじ様とかが出てこられて, いろいろ証人として供述された。あとは、検察官の方と弁護人の方の意見 のやり取りとかで,ほんとに被告人本人さんの生の声,意見は,記憶では, 返事ぐらいなんですよね,そのとおりですとか。裁判長の方が,ほんとに 子供を諭すような感じで、間違いないですかとか、それに対して「はい。」 とか,そういう裁判でした。それで,被告の方にこちらから聞くときも, 私はとても聞けなかったんですけれども,裁判長の方が代わりに,男性の 裁判員の分を聞いてもらったりとか,今思い出しても,ちょっと難しかっ たです。その反面,すごくいい,いろんな意見交換ができたとは思うんで すけれども。証拠の写真については,初日か次の日に御遺体の写真も出ま すと,法廷で裁判官にはっきり言われました。女性の方も3人で,半分い らっしゃったんで,驚いたりとか,声を上げたりとかはしないようにして くださいと,裁判官からすごく気を遣っていただきました。やはり,証拠 としてこういった現場の写真を見たときは,目はそむけないようにしよう と思って,しっかり見ました。事前に言っていただいたので,心の準備が 短時間にできたんですけれども,やはりちょっと,普通の主婦にはつらい ものはありましたね。でも,その部分,気を遣っていただいたなというの はあります。

- **司会者:**他の方は,やっぱりそういう御遺体の写真を見ることについて,かなり心の重荷といいますか,時間が必要でしたか。
- **裁判員経験者 2**: 実は、私は3番の方と同じ案件で、裁判長さんがほんとに気を遣ってくださったので、前もって、午後から写真を見ていただきますというふうに予告をなさってくださったので、心の準備はしていたんです。けれども、実際、これから見ますよというときに、トイレに行って吐いてしまいました。それは、自分の体の弱さなんで。これからも裁判員で、裁判でも、是非それは必要なことだと思ってます、見ることは。

司会者:事件が終わった後は,どうですか。

裁判員経験者 2: だんだん時と共に薄れてきています。大丈夫です。アフターケアもちゃんとやっていただいているので,本当に不安はありません。

司会者:アフターケアは,どのようなものですか。

裁判員経験者 2:経験した方にだけ,裁判員をやったことが原因での,ちょっとした心の病気は病院へ行ってくださいというカードを頂いていまして,ありがたく思います。

司会者:検察庁では,何かその辺について配慮されていることはあるんですか。

岡田検察官: 今,おっしゃっていただいた御遺体の写真は,実際,見る方にとって非常に負担になるというのは,我々の方もいつも感じているところです。これから御遺体の写真を見ていただきますと,事前にアナウンスさせていただいたり,写真自体もなるべく枚数も少なくして,それほど負担にならないようにといったことを,配慮はさせていただいています。ですが,御覧になった方で,こういったところをもう少し変えてもらいたかったことが何かありましたら,これからの参考にさせていただきたいと思うんですけれども,いかがでしょうか。

司会者:何か,今の点,御意見はありますか。

裁判員経験者 8:写真は見ましたけれど,そんなに鮮明に何か感じるという ものではなかったです。

長井裁判官:大変御負担だった2番の方,3番の方から見て,もうちょっと こういう写真にしたらいいんじゃないのとか。

裁判員経験者 2:生々しいのではなかったんです,実際に。本当に眠ってらっしゃるのかなというぐらいの。ただ,顔色が普通と違うなという程度で。 枚数を減らすということでいいと思います。やっぱり,いろいろ考える場合に見ることは必要だと思います。

岡田検察官:今,見ることは必要だっていうのは,どういった意味で必要だ

というふうにお考えになりますか。

裁判員経験者 2: やっぱり、被告人のしてしまったこと、事実を理解、把握する上では、こんなんですよというイメージだけでなく、実物の写真は仕方がないと思います。

岡田検察官:事前に,これから見ますよというふうに言うのは,やっぱり必要ですか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:次に,証拠調べの後で,検察官と弁護人が意見を述べられた論告弁論はどうでしたか。分かりやすかったとか,よくはなかったとか,ここはこうしたほうがいいとか,何か御意見がありましたら。

裁判員経験者 1:別になかったんですけれども、検察官の方もすごく分かりやすく、私たちにアピールというか、こっちのほうを向いて説明されてて。弁護士の方も、すごく分かりやすく、前によく出てこられた方だったんで、パフォーマンスもすごかったので、分かりやすく的確に説明は頂きました。比較もなく、そういう感じで。

司会者:他の方はどうですか,論告弁論,1番の方のようによかったか,それともここはこうしたほうがよかったんじゃないかと思われる点では,特にないですか。

裁判員経験者5:検察官の方も弁護士の方も分かりやすかったのは分かりやすかったです。

司会者: では, ここで一旦, 10分間休憩します。 (10分間休憩)

(2) 評議について

司会者:今度は,評議を中心に御意見を伺いたいと思います。評議になって,自分の思ってることは十分に話すことはできたのか,それとも何か話しづらいようなところがあったのか,いかがでしたか。1番の方から。

裁判員経験者 1: 評議については、分からないところは聞きまして、いろんなことをほんとに、細かい小さなことでも、皆さん質問しまして、それに対しても的確に答えていただきました。私たちはその事案しか知らないんで、他に似た事案はどういう感じになってるんですかとか質問したら、それなりの資料とかも的確に用意して見せていただいたりとかで、分かりやすく評議とかもできたと思います。

裁判員経験者 2: いえ,みんな口が重く,数は少ないというよりも重たくて, なかなか思ってることがうまく言えないという方もいました。心の病気のこと もありますので,100パーセントみんなは言えてないと思いますね。

司会者:責任能力を争うような事件だったんですか。

裁判員経験者2:そうです。

司会者:その責任能力という概念自体も難しくなかったですか。

裁判員経験者 2:病院の先生の資料がとても分厚くて,グラフとか,いろんな表が付いていました。分かりやすい資料だったんですけども,それを一から勉強するような感じで,評議はかなり長く,じっくりやっていただいたと思います。

裁判員経験者3:2番の方と同じだったんで,結構意見が飛び交うという形では全くなかったですね。みんな,今から評議をやりますと言われても,もうため息を「はあ」とつくみたいな感じで。裁判官の方がいろいろ質問して,どうですかと聞いてくださるんですけれども,何を言っていいのか。2番の方がおっしゃったように,皆さん,よく考えて考えて,言葉にできないというか,出にくいという形でした。でも,裁判官の3人の方が,ちょっと違う方向から,こういうことですよみたいな感じで,まず病気のことを理解しないといけないとこから始まったので。その病気のことから,みんなで話し合いましょうみたいな感じでした。その辺はすごく助かりましたけれども。意見が飛び交う評議でしたとは言えないです。

長井裁判官:今のお話ですね,2番の方と3番の方,最初,議論するのが難しか

ったということですけれども,最終的には何が問題になっていて,どういうことを理解して議論しなきゃいけないのかは理解なさったということでしょうか。

裁判員経験者3:はい。

長井裁判官:そうすると,あとは,それに対する自分の考えをまとめて発言するのが,テーマからして大変難しかったということなんですね。

裁判員経験者3:そうです。自分の意見をまとめるのがとにかく難しいというか、病気を理解するのが難しいというか。聞かれることとか、評議することは分かっていました。

裁判員経験者4:私の場合は,今言われたようなそう難しい裁判ではなかったと思いますので,評議のときに,各々,裁判長が意見を言ってくださいっていうので名指しされてました。それで,各々,意見を言っていったんですけども。私が言ったことが,最後のあれ,論告いうんですか,裁判長が言うときに,私の言ったことが入ってましたので。

司会者:判決にですか。

裁判員経験者4:はい。ですから,ある程度,私の思ってることも取り入れていただいたのかなあと思いまして,私としては満足をしています。

裁判員経験者5:私は,4番の方と同じ裁判だったんですけれども,評議のときも,裁判長の方は順番に,誰々さんはどう思いますかというふうに,毎回,一つ一つ聞いてくださったので,意見する場は十分にありました。最後の判決の刑の後に,何かこう,そういう文章を。

司会者:訓戒ですか。言い渡した後,まあ被告人にメッセージというか。

裁判員経験者5:はい。だから,4番の方もおっしゃってましたけど,裁判員に聞いて,それぞれ言ったので,十分話は聞いてくださいましたし,取り組もうとした姿勢も,そこは考えたと思います。

裁判員経験者6:評議に関しましては、それぞれの意見を聞いていただく機会 もたくさんありました。また、過去の判例に関しても、参考として教えていた だいたりもしました。ただし,やはり時間的に半日という時間で結論を出して しまわないと駄目だというふうに,自分の中で,その事件に対して迷いという のもあったので,一番引っ掛かったのが,もう,これでいいのかなという,自 分の中の葛藤はありました。もうちょっと整理をする時間が欲しかったなとい うところです。

司会者:もうちょっと評議の時間があった方がよかったですか。

裁判員経験者6:そうですね。これは時間を掛けたからどうこうというわけではないんでしょうけれども,もしかしたら,もう少し議論をする時間を頂いたほうがよかったなという感じです。

裁判員経験者 7:6番の方と同じ案件だったんですけども,全員に,順番に質問していただきまして,それに関しても十分,全員で評議する時間は取れたと思います。一番よかったなと思うことは,裁判長がしゃべりやすい雰囲気を早めに作っていただいたのと,裁判長が裁判官のお二人と話を振りながら,全員を一つにまとめていくという方向付けがよかったかなと思います。私は,ちょっとした言葉につまずいて,しつこく,これについてどうなんだとか,いろいる聞くことが多かったんですけど,それも分かりやすく説明していただいたなと思います。

裁判員経験者8:まず,裁判長さんと裁判官お二人の方が,御自分のことを, どのように今まで裁判官となってきたかというのを皆さんにお話しになって, 裁判員の6人も,別に名前を言うわけではないですけれど,裁判員に当たって どうですかみたいなところから始まっておりましたので,意外とみんなは言い 合えたのかなと思います。お人が亡くなった事件ですけれども,そんなに難し いとかではなかったのかなあというところで,みんな,お一人が言われると, じゃあこういうことかという感じに,意見としては,みんな,それぞれに言え たのではないかと思っております。

司会者:評議のときに,論告とか弁論のときの書面が出てくると思うんですけれ ども,あの辺りは,かなり使われましたか。 **裁判員経験者8:**多分,評議のときに,もう一回,証拠品を見せてほしいと, 持ってきていただいたというようなことがありました。

司会者:特に,論告弁論の書面とかはあまり使わなかった。

裁判員経験者8:あんまり使いませんでした。

司会者:他の方も,大体,同じでしょうか。

裁判員経験者 1 : 私,使いました。それを見ながら使ったりとか,ここ,どう 思われますかとかいうのでかなり使いました。

裁判員経験者5:私も使いました。

長井裁判官:それは,論告も弁論も,両方ですか。

裁判員経験者5: それまでに頂いてた書面は全部使ったと思います。使いながら裁判長の方が,今はここのこれを,正しいかどうかを考えていきましょうかというふうにして,書面はずっと使って,やってました。

長井裁判官:責任能力が争われたというのは,2番の方,3番の方,いかがでしょうか。評議のときに,検察官が最後に出された論告ペーパー,弁護人が最後に出された弁論ペーパー,これは参考になっていますか。

裁判員経験者 2 : よく見ましたけれども , 先生の意見が , はっきり病気ですというように出ていたので , 余り詳しくまでは。

長井裁判官:そうですか。論告弁論のペーパーは資料としてお使いになったけれ ども,それよりも鑑定人の先生のお話の方がメインということなんですね。

裁判員経験者2:はい。

司会者:あとは,皆さん方,有罪判決ですと量刑,どういう刑にするのか刑を決めることとか,いろいろ考えられると思うんですが,量刑を決める際に役に立ったものというのは何かありますか。

裁判員経験者3:同じような事件というか,私の場合は精神疾患を持ってらっしゃる方の,過去にあった同じような事例の判決の資料を裁判官の方がプリントアウトして,配ってくださいました。余り詳しい内容は聞かされなかったんですけれども,グラフにしたらこういう年齢の,こういう感じでというのは,

- 私の中では軸になりました。皆さん,多分そうだったと思います。すごく楽になりました。あとは,やっぱり皆さんの意見。
- **裁判員経験者4:**私の場合は、求刑について、確か一人一人、裁判長は聞いていかれて。それで、私はこう思いますというのを言いまして、またいろいろ話合いをしたと思います。それで、裁判長に決めていただいたというような段取りだったような気がしますけども、私も非常によかったと思っています。
- **司会者:**今のは,3番の方は過去の量刑で,こんな事案で,おおよそこんな量刑になってますみたいな資料を示されたと言われましたけれども,4番の方の場合も,そういうのは余り考えずに,それぞれに。
- **裁判員経験者4**:私の場合はね,今言われたような事件ではないのでね,そういうとこまで突っ込んだ難しい話ではなかったです。幸いといえば幸いですけども,そんなに難しくはないような感じしましたので,そういうところまではなかった。こういう場合は大体こうですねという,ある程度のことは教えていただきましたけど,それほど難しくはなかったです。
- 司会者: それで, いろいろ議論して, 最終的に結論が出たということなんですね。 裁判員経験者4: そうです。
- **司会者:**他の方はどうですか,量刑を決めるときに,こんなものが役立ったとか, あるいはこんなふうに考えたみたいな,大体,今出たお話と一緒ですか。
- **裁判員経験者7**:初めは、被告人に対してどういう刑がふさわしいかという のを全員に聞いていったんですけど、その後に、過去の判例を見せていた だきました。それまでそういった量刑とか全然分からない資料だったんで、 過去の判例を見ることによって、ふさわしい刑を決められたのはよかった と思っています。
- **司会者**:過去の判例がこうだからこういうふうにしようとか,そこまでは考えられなかったんですか。
- **裁判員経験者 7:**そうですね,大体のボーダーラインを測るというところで, 私個人では思っていましたね。

(3) その他

- **司会者**: 評議でいろいろ話をされて、判決に至るかと思いますけれども、判決をされた後も、いわゆる守秘義務という問題があって、評議の秘密に触れるんではないのかと、判決の期限が終わった後、悩まれるようなことは何かありましたか。こんなことを他の人に話していいのかとか、この場で話していいのかという問題もあるかもしれませんけど。事件を終わられてから、日常生活の中で、こういうことは話していいのかなみたいなことで迷ったりされたことはありますか。
- **裁判員経験者8:**どのような仕組みで刑が決まっていくのかというのは,言っていいものかどうかというのは思います。誰が何か言ったとかではなくって,どんなふうに,過半数であったりっていうのを,言っていいのかと。そういうところは,ああそうなんだって,みんなは納得をしましたけれど,そんなことは言ってはいけないんだろうなあというふうには思ってます。
- **司会者**:例えば,知り合いとか他の人に聞かれて,こういうことは答えていいのかどうか迷うとか。
- **裁判員経験者8**:そうそう,そうです。刑期についてはいいのですが,じゃあ,みんなが賛成しないといけないのかとか,みんないろんなことを聞きますので,いや,そうじゃないというようなところで,それは言ってはいけないんだろうなというふうには思ってますけど。

司会者:何対何で決まるとか。

- **裁判員経験者 8**:何対何というのではなくって,刑期がどのような仕組みで それが決まったかというような,人数であったりとかありますよね。何か そんなことが,あっ,こんなふうに決定するんだというのは納得したんで すけどね,裁判員みんなはね。
- **司会者**:法律では多数決で決まるとか,そういう一般的な話をしてもいいのかどうかということ。

- **裁判員経験者8:**そうです,多数決というのが,どういう多数決なのかという。
- 長井裁判官:裁判官が一人入っていなきゃいけない,多数決。
- **裁判員経験者 8**: そうなんです。それで,本当に刑がどうやって決まるのかというのがね。こうやって,みんなが手を挙げるわけでもないじゃないですかとか,そういうことです。
- **司会者:**他の方はどうですか。守秘義務,評議の秘密に触れるんじゃないかとかいうことで悩んだりしたことっていうのは,余りないですか。特にないですか。 評議が終わって判決をするわけですが,判決宣告のときはどうですか。どんな気持ちで言渡しをお聞きになって,どうだったのかみたいなことを,若干お話を聞ければと思うんですけれども。
- **裁判員経験者5**:判決のときは,意見ですけれども,私の裁判の場合は,被告の人が自分の罪を認めてましたし,淡々と裁判は進んでいましたんで,やっぱりこういう結果なんだなという感じですね。
- 司会者:判決は,御自分も関与して,聞いてて分かりやすいとか,結構難しいとか。
- **裁判員経験者5**:分かりやすいです。判決の文章も,プリントというか,文面で見せてもらってましたし。
- **司会者**:他の方,判決のときの感想とか御意見,特に同じですか。(みんなうなずく。)では,また違う話題になりまして,裁判員裁判を経験されて得られたものというのは何かあるかどうかということは,いかがですか。
- **裁判員経験者 1**:経験するまで、テレビとかニュースとかで見てましても、何かいまいち、言っている内容とか、何もかもが他人事のように、あんまり意味も分からないなあという感じだったんですけれども、経験することによって、新聞とかニュースで言っている内容が克明によく分かるようになったなっていうのが、すごい経験としてよかったなと思います。書いてる内容を見ても、今までだったら、ふうんっていう感じで、よく分かんないなっていうのとかが

あったんですけど,あっ,これだからこうなったのかとか,新聞とか読んでましても,内容がすごく分かるようになったので,かなり意識して見るようになりました。

司会者:他の方は,いかがですか。あと,そういう得られたものがある反面,心理的負担といいますか,心の重荷という,先ほど2番の方もお話しされてましたが,そういうものもあったかと思うんですけれども,その点に対して,どう対応されるか,そういう何か,裁判員裁判を経験したことによって心の重荷といいますか,そういうものは,現在あるかどうか。

裁判員経験者3:この裁判所の中にいる間は、そのことだけをいろいろ考えようと思って、結構重くなりましたけれども、家に帰ると家族もいますので、電車で帰宅する途中に、こう切り替えよう、切り替えようと思って、家では子供たちの顔を見て。また、裁判長の方が、出たらもう忘れてください、また明日みたいな感じでおっしゃっていただいたので、その辺は、自分の中で頑張って切り替えようって、また裁判のことは明日考えようという形でした。得られたことかもしれないんですけれども、ちょっと子供たちは難しい年頃なんですけれども、家族のありがたさというか、家族がいてよかったというのはすごく、それから感じるようになりましたし、事件のことも、こんなことが本当にあるのだって。私は、母親の気持ち的なこともずうっと考えてましたので、その辺も得られたことだと思います。子供の心のことも、もっと考えようというか、置き換えたりなんかしたんで、重み、心の負担になったというよりは、自分のこれからの中で糧にしようと、なるべく前向きに考えてた5日間でした。

司会者: 8番の方も, 先ほど人が亡くなられた事件をなされて。

裁判員経験者8:そうですね,4日間でしたね。

司会者:心の重荷は,もうないですか。

裁判員経験者8:はい,ないですね。ただ,家に帰りましたら家族が,翌日に 新聞に載っているので,これに行ってるのかと聞かれて,そうなのよと話をし ました。その4日間は本当にへとへとになりました。やっぱり一生懸命聞かな いと駄目ですし。

司会者:女性に何人か聞いたので,男性の方はいかがですか。

裁判員経験者6: 裁判の期間中はいつも裁判のことが頭にありまして,ストレスは少しは感じました。ただ,最終的に終わってから以降,日がたつにつれて,もう薄らいでいきましたので,特にそれを引きずるようなこともなく,今はもう,いい経験させていただいたなということだけが残っております。また,裁判というものが,かなり身近に感じられましたので,新聞,テレビなんかで裁判のことがあると,すごく関心を持って,今までとは違った思いで見られるようになりました。

司会者: 2 番の方も, さっきお話しいただいたんですけれども,何か付け加えて,こんなことが例えばあったらいいなというのは,何か思ったことはありますか。今日,たまたま同じ裁判の体験をされた方が来られてて,久々に会うと,懐かしいような感じですか。

裁判員経験者2:そうですね。

司会者:一緒に体験した人たちとも,またしばらくたつと,会って話したい という気持ちになるというのはありますか。

裁判員経験者 2:ありますね,はい。あのとき,ああいうことを言えばよかったなとか,そういうことはまだ,誰しもあると思いますけど。

司会者:4番と5番の方も同じ事件。久々に会ったという感じですか。

裁判員経験者4:入ってくるときに顔を合わしまして,正直,びっくりしました。もう久しぶりというか,挨拶はさせてもらいました。

司会者:心の重荷とかストレスについて,どう対応するのかというのは,今後,いろいろな事件があるから課題だと思うんですけれども,裁判所の方は,何か対応をしてることはありますか。長井さん。

長井裁判官:もう既にお話に出ておりますけれども,メンタルサポートを御紹介しております。裁判員経験者の方であればどなたでもお使いいただける,24時間電話などもございます。また,直接での面接カウンセリング

も,ある程度は無料で受けられるシステムを御紹介しているところでございます。また,既に話題にも出ましたけれども,一緒に御苦労なさった方々が,その後,同窓会みたいなことをなさるというのも一つはありかなと,それは今後の課題になると思いますね。

司会者:少しずつもう既に会うということもされているんですか。

長井裁判官: いや, それは, それぞれの事件によるだろうと思いますけど, 例えば, たまたまですけれども, 私の経験した事件では, 裁判員と補充裁判員の方々とで,何かまた忘年会をするような話が聞こえてまいりました。 そういう例もあるんじゃないですか。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイス

司会者:時間も押してきましたけれども,あと,これから裁判員になる方で,特に不安を持ってる方もおられると思うんですけれども,そういう方について, メッセージといいますか,アドバイスといいますか,何か頂ければと思うんですけれども。

裁判員経験者8:まず,40人ぐらいが集まるじゃないですか,1日目にね。あのときに,お洋服は,やっぱりちょっと控えめの色がいいなっていうのが一つです。法廷から見ると,すごく目立ってしまうなんていうのが実感です。あとは,選ばれるということなので,きっと何かあなたにいいことがあるよというのを,メッセージさせていただきたいかなと思います。

裁判員経験者 7:全般的な感想としては,初めに封筒で呼び出されるわけなんですけども,そこに,どういう事件について来てほしいというような案内が欲しいなと思いました。それについて,その事件に対して心構えができるかなと。そのときは外れるかもというのが,心の中にあったんですけど,実際当たってみて,その日の午後から,いきなり,えっ,これについてやるんかなっていうような。全くバックグラウンドがない中で,そういう事件に関係することになったんで,そういった案内が欲しいかなと思いました。あと,これから裁判員

になられる方へのメッセージなんですけど、やってみたら、案外その経験は無駄にならないかなと思います。私事なんですけど、この裁判が終わりまして数日後に、交通事故に遭いました。加害者の方と話ししたところ、何だったら、じゃあ、裁判をするって、軽々しく言うんですけど、数日前にしんどい思いをしたので、おまえ、裁判知らんやろと。ほんまはしんどいんやでって思って、もうその人と話すのをやめて、保険屋さんとだけ話すようにしたんです。そういう日常の、簡単に裁判するかって、加害者なのにふっかけてくるような、何か変な人もいるんで、そういう人に対しては、一つ上の立場から、見下ろすようなところから見られたのが、今回はよかったと思います。

- **裁判員経験者6**:これから裁判員になられる方に対しては,本当にめったにこういう機会はございませんので,ひとつ,いい勉強というふうに思って,積極的に参加をしていただければなというふうには思います。自分の中では,今回の,裁判員に選ばれて経験した中では,自分を見つめ直すという経験もさせていただけました。人それぞれ,何かしら裁判員をやることによって得るものっていうのがあると思いますので,いい勉強と思って,積極的に参加していただけたければなというふうに思います。
- **裁判員経験者5**:自分が参加する裁判の内容によっても違うかもしれないですけれども、やっぱり最初、参加するまでは何の事件か分からなくて、怖い事件とか、殺人とか嫌だなっていう不安もあると思うんですが。実際に裁判員を体験してみると、こういう流れで人は裁かれていくんだなとか、また、こう犯罪を犯してしまうと、こんだけの人が悲しむんだなあとか、こんだけの人を動かしてるんだなっていうのが分かります。自分自身も、絶対悪いことはしないでおこうというふうにも、よりなりましたし。一つの事件にこんだけの人が関わって、こんだけ大変なことが起きてるんだなっていう勉強にもなりました。参加すると、いろいろ得られるものがありますし、勉強できることも多いと思うので。是非、参加してほしいなと思います。

裁判員経験者4:私が思いますのは,裁判員制度いうようなものは,スピーデ

ィーに裁判を運ぶというのが一つの目的でもあったんだと思います。これはいいことだと思いますので、どんどん進めていただくと。同時に、裁判員に選ばれるのに、私は偶然ですけども、2回選ばれたという人に会いました。話を聞くと、最初に来たときの時点で、要するに俗に言う、抽選に当たらなかったわけですね。しかし、俺としては一回経験してみたかったという話が出まして、あっ、結構、身の回りにいるんだなということを経験したんです。やっぱり経験してみたいなという人もたくさんいるので、この間の、私の場合ですと30人ほど来まして、そのうちの、6人と2人ですから8人ですか、8人ということは約3割ぐらいの人が選ばれるわけですね。だから、あんなにたくさんじゃなくてもいいから、15人ぐらいで、そのうちから選んで、もっとどんどんと参加してみたいなという人を選んで、どんどん採用していったらいいんじゃないかなと、素人的には考えているんですけど。

- **裁判員経験者3**: 私も呼出状が来たときに,まず,断る理由があれば書いてくださいっていうところの,断る理由を一生懸命考えましたけれども,結局,何も書くことがありませんでしたので,これっていって選ばれてしまったんです。けれども,もし,ああいう呼出状とか,名簿に載ったっていう書類が来た方は,断る理由を考えるんじゃなくて,やはり経験してみるべきだと思います。裁判所に入ったのは中学校の社会科見学のとき以来だと思うんですけれども。ほんとに,そのときはただ見ただけだったので,今回,こうして時間を掛けて,裁判官の方とか,検事の方,弁護士の方,たくさんの方が一つの裁判に関わっているっていうことはこの年になって大変勉強になりましたので,是非,若い世代の方にも,機会があればどんどん参加していただきたいと思います。必ずいい経験になるとは思います。
- **裁判員経験者 2:**上手に言えませんけれども,ふだん,余り好き嫌いでしか物を考えないで,いい加減にだらだらしている自分がこういう機会を得まして,よくじっくり物を考え,ある意味少し優しくなれたかなというふうに思います。例えば,傷害致死なんですけれども,みんな口をすべらして,殺したって

いうふうに言ってしまいましたけれども、裁判長さんが、必ずその都度その都度、殺したんじゃありません、訂正してくださって、決してそれは殺したということではないっていう、ちょっとしたこういうことも勉強になりました。人を思いやって、今、新聞で毎日毎日、たくさん事件起きているのを、ただ、殺したら悪いんかっていうんじゃなくって、いろんな事情があるんだろうなっていう、そういうふうに物を考えるようになったことが、この裁判員になったきっかけで、少し自分で変われたなと思っています。是非、若い人、お年寄りの方は何かは断れる理由がたくさんあると思うんですけれども、なるべく幅広い職業の方に参加していただきたいなと思っています。

裁判員経験者 1: 私のほうも、テレビとかで見てても、やってるんだっていうぐらいだったんですけど、まさかほんとに自分に当たって、来るとは思わなかったです。1年間選ばれない可能性もあるしと思ってたら、すぐに選ばれてしまって、ほんとにびっくりの連続だったんです。けれども、全然裁判の知識とか何もなくても、分からないことがあれば、その都度、ほんとにささいなことでも聞いていったら、裁判官の方が的確に内容も細かく、そんなしょうもない内容と思わずに教えてくれましたので、全然知識とか、全然なくってもできると思いますので。当たったら嫌だなと思わずに、経験してみるのも、ほんとにいいんじゃないかなと。初め、経験のときには何か嫌だなっていうのもあったんですけど、経験してみたら、まあよかったんじゃないかなっていうのがありました。これも一つの経験として、されてみるのもいいんじゃないかって、すごく思いました。

司会者:どうもありがとうございました。